

新潟市

LED 照明導入促進補助金

【募集要領】

エネルギー価格高騰の影響を受ける市内中小企業者に対し、消費電力を抑え、電気料金の削減を図るため、投資効果の高いLED照明の導入にかかる費用の一部を補助します。

1. 補助対象事業

- (1) LED 照明器具を取得し、**市内の事業所に設置すること。**
- (2) 既設の LED 照明以外の照明器具を工事により LED 照明器具に交換すること。
- (3) 交換工事は**市内の事業者が発注すること。**
- (4) 国及び県、市、その他の地方公共団体、産業支援機関から、補助金や助成金などの交付を受けようとする事業ではないこと。

※ 事業所とは、市内に所在する事務所、営業所、店舗、工場その他現に事業の用に供する施設及びこれらに付随した関連施設をいいます。

※ 賃貸業に供される建築物であっても、**住宅については対象外**となります（共用部であっても対象外）。ただしマンション等に併設されるテナント店舗等で事業の用に供している場合は対象となります。

2. 申請受付期間

	《申請受付期間》	《交付決定》
第1回	令和8年5月1日(金)～5月29日(金) 《必着》	令和8年7月中旬(予定)
第2回	令和8年7月1日(水)～ 8月14日(金) 《必着》	令和8年9月中旬(予定)

※ 先着順で受け付け、**申請額が予算枠に到達した時点で予告なく受付を終了**します。
(第1回の申請受付期間中に申請額が予算額に到達した場合、第2回の募集は行いません)

3. 申請に関する連絡・問い合わせ先

新潟市 LED 照明導入促進補助金事務局（パースルコミュニケーションサービス株式会社内）

TEL：03-3570-7255（受付時間：平日9：00～17：00）

4. 補助対象事業者

以下の全ての要件を満たすこと。

- ① 新潟市内に事業所を有する中小企業、小規模事業者及び個人事業主【注1】
 - ✓新潟市内に本社または本店が無い場合でも、事業所を有していれば対象です
 - ✓1中小企業者からの申請は1件に限ります（市内に複数事業所がある場合は、まとめて交付申請可能です）
- ② 市税に未納がないこと
- ③ 申請時点の1年以上前に開業済であること
- ④ 申請時点において、従業員を雇用していること【注2】
- ⑤ 申請日以前に国及び県、市、その他地方公共団体等から補助金・助成金等の交付決定の取消を受けていないこと
- ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する事業その他これに準ずる事業を営む者でないこと
- ⑦ 政治団体、宗教上の組織または団体でないこと
- ⑧ 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、申請事業者の経営に実質的に関与していないこと。

【注1】「中小企業者」の定義（中小企業等経営強化法第2条第1項）

「資本金」と「従業員数」のどちらか一方の要件を満たしていれば該当します

業種	常時使用する従業員の数	資本金の額又は出資の総額
製造業、建設業、運輸業	300人以下	3億円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
サービス業（ソフトウェア業、情報サービス業、旅館業を除く）	100人以下	5,000万円以下
小売業	50人以下	5,000万円以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	900人以下	3億円以下
ソフトウェア業又は情報サービス業	300人以下	3億円以下
旅館業	200人以下	5,000万円以下
その他の業種（上記以外）	300人以下	3億円以下

※ 企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合なども含まれます



【対象者一覧】

【注2】「従業員」の定義（労働基準法第20条）

本事業における従業員は、「予め解雇の予告を必要とする者」です。

パート、アルバイト等については当該条文をもとに個別判断してください。

“常時使用する従業員”に含まれないもの

- 会社役員（従業員との兼務役員は除く）
- 個人事業主本人
- 日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて雇用される者（ただし、所定の期間を越えて引き続き雇用されている者は除く）

5. 補助対象経費

対象経費	内容	補助率	限度額
設備費	LED 照明の購入に要する費用 (電源ユニット、ソケット、落下防止部品などの付帯設備を含む)	補助対象経費の 1/3 以内 ※千円未満は 切り捨て	100 万円
工事費	設計、工事、既存の照明設備の撤去、処分に要する費用 (補助事業の実施に不可欠なもの)		

ー以下の費用は補助対象費用とはなりませんー

- ① 建物の補修工事に係る経費
- ② 保険料
- ③ 自社の社員の人件費（例：工事立ち合いに係る休日出勤手当等）
- ④ 維持管理費、機器等の保守費
- ⑤ 運営、業務等委託費
- ⑥ 設計費、契約にかかる保証金
- ⑦ 消費税その他の租税公課、各種手数料
- ⑧ 既存設備などの移設費
- ⑨ 消耗品、汎用性の高い備品、機器に係る経費
- ⑩ 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- ⑪ 過剰とみなされる設備を設置する経費
- ⑫ 中古品の購入に係る経費
- ⑬ リースによる設置や割賦販売で購入する設備に係る経費
- ⑭ 自社製品又は自社で取扱う製品若しくは付帯設備単体のみの購入に係る経費
- ⑮ 事業期間内に支払が完了していない経費
- ⑯ その他、市が適切でないと判断する経費

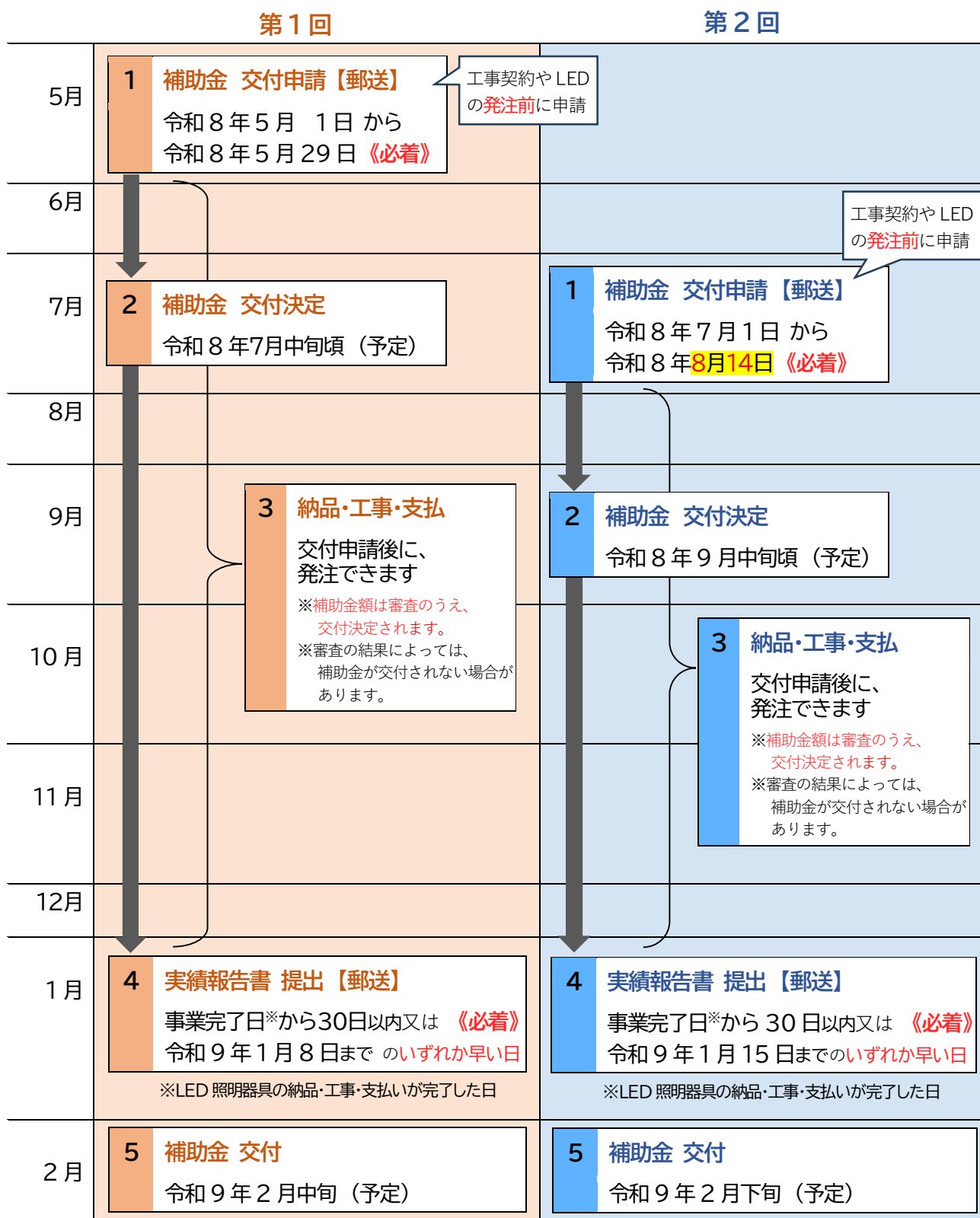
※非常灯は対象外です。

(ただし、非常灯付蛍光灯照明器具を非常灯付 LED 照明器具に交換する場合は対象)

※器具を交換せず、LED 管のみの交換は対象外です。

※増設の工事は対象となりません。

6. 補助金交付の流れ【交付申請】【実績報告】



《交付申請書・実績報告書 提出先》

〒950-0917 新潟市中央区天神1-1 プラールカ3

パーソルコミュニケーションサービス株式会社 内

新潟市LED照明導入促進補助金事務局 宛

裏面に差出人の住所・企業名・
担当者名を必ずご記入ください

7. 申請にあたっての注意事項

- ・「1. 補助対象事業」及び「2. 補助対象事業者」の要件、および「Q&A」の記載事項をよくご確認ください。
- ・事務局から書類の不備や不足に対する修正資料、又は事務局が求める追加書類等の提出の依頼があった後、事務局が示す期限を過ぎた場合や回答がない場合には、申請を辞退したものとみなします。
- ・同日の提出で予算額を超えた場合、原則、抽選により申請の受付企業者を決定します。
- ・申請受付後、審査のうえ、交付決定を行います。審査結果によっては、補助金が交付されない場合もあります。
- ・提出された申請書類は、返却しません。
- ・補助金の申請手続きにおいて、**虚偽、不正等を行った場合は、刑法上重大な犯罪になる可能性があります**ので、本手引きやLED照明導入促進補助金交付要綱を確認のうえ、適正な申請をお願いします。

8. 変更申請

- ・補助事業者は、交付決定を受けた補助事業の内容を変更しようとするときは、軽微な変更[※]を除き、「変更承認申請書」（様式第3号）をLED照明導入促進補助金事務局に提出する必要があります。

※軽微な変更：対象経費の20%以内の減額変更。

- ・**変更承認を受けないで行われた事業**に関しては、補助対象経費として認められず、**補助金の交付をしない場合があります**ので、必ず、事前に事務局へご相談ください。

9. 提出書類

	書類の名称
交付 申請	★ 提出書類チェックリスト（LED 照明導入促進補助金）
	① LED 照明導入促進補助金 交付申請書（別記様式第 1 号）
	② 見積書の写し ア. 経費の内訳が記載されたもの イ. 既設の照明器具が LED 照明器具でないことが記載されたもの ※記載例：廃棄（蛍光灯器具：メーカー〇〇、型番〇〇）など
	③ 導入設備の仕様がわかる資料 ※仕様書、カタログ、商品案内等の機種の仕様が分かるもの（該当箇所に付箋とマーカー等で線を引くなど分かるようにすること）。
	④ 補助対象事業の実施予定場所の現況写真 交換箇所が複数の場合、全ての設置場所を撮影してあるか。 一室の中で同一製品を複数交換する場合は、①すべての設備が写った全体の写真、 ②そのうち 1 つを代表設備として拡大した写真 1 枚、③銘板が写った写真が必要
	⑤ 工事箇所がわかる配置図（導入前後でそれぞれ作成し設置場所が確認できるもの）
	⑥ 【申請者が法人の場合】 商業登記簿謄本（発行後 6 ヶ月以内の事業者の現在事項全部証明書（原本）） ※該当者のみ…資本金額が中小企業者要件を満たしていない場合、従業員数を確認できる書類（健康保険加入者数を確認できる書類等）が別途必要です。 【申請者が個人の場合】 事業を営んでいることを証明する書類（コピー）※開業届出書、営業許可証等
	⑦ 【申請者が法人の場合】 直近 1 か年分の決算書（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、販売費・一般管理費明細、製造原価報告書、個別注記表、法人事業概況説明書（両面）） 【申請者が個人の場合】 青色申告の方は所得税申告書、青色申告決算書（1～4 面）、白色申告の方は所得税申告書、収支内訳書（1・2 面）※税務署へ提出したものを提出してください。
	⑧ 市税の納税証明書（新潟市制度用）（原本）
	⑨ 賃金台帳（任意の従業員 1 名分の申請月か前月の賃金台帳（氏名は黒塗り可））
	⑩ 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書
変更 申請	① LED 照明導入促進補助金 補助対象事業 変更承認申請書（別記様式第 3 号） 交付申請時の書類に準じて、変更内容を説明する資料
実績 報告	① LED 照明導入促進補助金 実績報告書（別記様式第 5 号）
	② 取得した設備の納品日を明らかにする書類
	③ 事業に要した費用の請求書及び支払いを証する書類
	④ 工事前・工事中・工事後の写真 （複数の同一設備については、代表となるものと全体を写したものの。銘板含む）。
	⑤ 工事箇所がわかる配置図（既存設備と導入設備の設置場所が確認できるもの）

※ 提出書類で内容が十分に確認できない場合は、追加で書類の提出を求める場合があります

10. 補助事業の実施等に係る留意事項

本事業は公費による補助事業であり、**補助事業の執行に対しては厳格な審査や検査を行います**ので、事業途上や完了後、過失等により不正事例との指摘を受けることがないように、申請者は、下記事項に留意ください。

(1) 不正な使用の防止

新潟市補助金等交付規則（平成16年3月30日規則第19号）及びLED照明導入促進補助金交付要綱に定める規定に違反する行為がなされた場合、交付決定の取消、補助金等の返還等、法令等で規定された罰則を受けることがあります。

(2) 関係書類等の保管

補助事業に係る経理について、支出の根拠となる証拠書類及び帳簿を整理し、補助事業が完了した日の属する市の会計年度の、**終了後5年間保存しなければなりません。**

(3) 経費の支出について

① 証拠書類

- ・1件の支払い毎に証拠書類として見積書、発注書、納品書、請求書、銀行振込伝票その他関係書類の6種類をまとめて整理してください。

② 支払方法

(原則)

- ・補助対象経費は、補助対象期間内に支払いを行ったことを確認するため、支払方法は原則、銀行振込によることとし、確認資料は銀行が発行する振込明細書となります。インターネットバンキングの場合は画面のハードコピーも可としますが、振込先・振込元の両方が印字されており、かつ、支払日より後の日付で印刷したものを提出してください。なお、振込手数料は、補助対象外経費となります。
- ・手形・小切手、電子債権等による支払いは一切認められません。
- ・やむを得ず現金で支払う場合は、領収書のコピーを提出してください。
- ・法定通貨以外（例：仮想通貨、商品券、ポイントによる支払いなど）による支払いは一切認められません。

(例外：クレジットカードによる支払いについて)

- ・銀行振込による支払いが原則ですが、補助対象期間中に、銀行口座からの引き落としが行われ、以下に記載する証拠書類による確認ができる場合にはクレジットカードによる支払いを認めます。ただし、補助金申請者名義のクレジットカードに限ることとし、リボリング払い、分割払い等による支払いは認められません。

〈提出が必要な証拠書類〉

- ① 領収証
 - ② クレジットカード会社からの明細書（該当部分以外は黒塗りとして構いません。）
 - ③ 銀行口座から、上記②が引き落とされたことが確認できる資料。
（銀行口座の通帳や銀行が発行する取引明細などで取引が特定できるもの。）
- ※クレジットカードによる支払の場合、銀行口座から引き落とされる前の段階では実際に資金が支出されたことが確認できないため上記の書類の提出をお願いします。

(4) 市の立ち入り調査について

疑義等が生じた場合は必要に応じて、立ち入り調査を行うことがあります。

(5) 補助金の交付決定および確定の金額について

交付申請（実績報告）額に対象外経費が含まれている場合等は、交付決定（確定）額が減額されます。

11. その他

- (1) 補助事業の取組状況や成果について、市が現地訪問などにより、ヒアリングを行う場合がありますので、ご協力をお願いします。
- (2) 補助事業完了後、会計検査院が実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合には、これに従わなければなりません。